

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
3月29日
(火曜日)

目次

- 規則
 - 山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則(給与厚生課).....一
 - 公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課).....二
 - 山口県予算規則の一部を改正する規則(財政課).....二
 - 山口県文化財保護事業補助金交付規則の一部を改正する規則(社会教育・文化財課).....三
 - 文化財の出品又は公開の費用等負担に関する規則の一部を改正する規則(社会教育・文化財課).....三
- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八條第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....三
 - 救急病院の認定(医療政策課).....四
 - 児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正(こども家庭課).....四
 - 漁船損害等補償法第十二條第一項の規定による同意(水産振興課).....四
 - 第二種漁港の指定内容の変更(漁港漁場整備課).....四
 - 海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課).....九
- 公告
 - 県営奈古地区農地中間管理機構関連農地整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....一五
 - 基本測量の実施(監理課).....一六
 - 公共測量の実施の終了(監理課).....一六
 - 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(建築指導課).....一六
- 公安委規則
 - 金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....一六
 - 山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....一七
- 公安委告示
 -一七

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....一七

探偵業の業務の適正化に関する法律第十三條第二項の身分を示す証明書の様式に関する告示の一部改正.....一七

火薬取締法第四十三條第四項の身分を示す証票の様式に関する告示の一部改正.....一七

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二十一條第三項の身分を示す証票の様式に関する告示の一部改正.....一八

○漁管委告示

漁業法第二百十條第一項及び第七十一條第四項の規定による指示.....一八

○雑報

公文書の開示の状況の公表.....一八



山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十四号

山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

山口県吏員恩給条例施行規則(昭和三十二年山口県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項中「十八歳以上」を「重度障害の状態にして生活資料を得るみちがない成年の子」に改め、同項ただし書を削る。

第二十二條の二第二項中「十八歳以上」を「重度障害の状態にして生活資料を得るみちがない成年の子」に改める。

第二十二條の三第一項第一号中「(加算の原因となるべき子が十八歳以上の場合)又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に、「二十歳以上」を「重度障害の状態にして生活資料を得るみちがない成年の子」に改める。

第三十二條第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一号に掲げる書類の内容が第二号に掲げる書類の内容と重複する場合には、同号に掲げる書類を添付することを要しない。

第三十二條第一項第二号を次のように改める。

二 死亡した恩給権者が死亡した当時の請求者の身分関係を明らかにすることができ
る戸籍謄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七條第

五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
第四十八条第七項中「十八歳以上」を「重度障害の状態にして生活資料を得るみちな
ない成年の子」に改める。

第四十九条の二中「平成の偶数年における九月」を「知事が定める期日まで」に改め
る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十二条第一項及び第四十
九条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十五号

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を
改正する規則

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十八年
山口県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「まで」の下に、「第三十五条第一項」を加える。

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とする。

第二十四条第一項中「第二十一条」を「第二十六条」に改め、同項第二号中「第二十
三条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同条を第二十五条とし、第
十九条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第十八条第一項中「第一章第十一節第八十五」を「第一章第十一節八十七」に改
め、同条を第十九条とし、第十二条から第十七条までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の
次に次の一条を加える。

（会計監査報告の記載事項）

第十二条 法第三十五条第一項の会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければ
ならない。

- 一 会計監査人の監査の方法及びその内容
- 二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項
において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全

ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、
次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準そ
の他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運
営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示して
いると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を
除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行
に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての
重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告
書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

2 前項第四号の「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人
の判断に関して説明を付する必要があるもの又は財務諸表の内容のうち強調する必要
があるものをいう。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十六号

山口県予算規則の一部を改正する規則

山口県予算規則（昭和三十九年山口県規則第五十五号）の一部を次のように改正す
る。

第十四条第二項中「、財政課長に合議の上」を削り、「旨を」の下に「財政課長及び」を加える。

第十五条第一項中「財政課長に合議の上、」を削る。

別記第一号様式から別記第五号様式までの規定中「**口外縣**」を「**口外縣**」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県文化財保護事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十七号

山口県文化財保護事業補助金交付規則の一部を改正する規則

山口県文化財保護事業補助金交付規則（昭和四十年山口県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条」を削る。

第十四条中「教育委員会」の下に「（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体にあつては、市町長）」を加える。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

文化財の出品又は公開の費用等負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十八号

文化財の出品又は公開の費用等負担に関する規則の一部を改正する規則

文化財の出品又は公開の費用等負担に関する規則（昭和四十年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条」を削る。

第二条第二号中「山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改め、同条第三号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第三条第二号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十五条中「教育委員会」の下に「（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体にあつては、市町長）」を加える。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。



山口県告示第八十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年三月二十九日から同年四月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 太平洋マテリアル株式会社

住 所 東京都北区田端六丁目一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 太平洋マテリアル株式会社小野田工場

所在地 山陽小野田市大字小野田六二七六番地

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する湿式集じん施設

四 変更しようとする事項の内容

排出水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 7 排水口	No. 6 排水口	No. 5 排水口	項目	排出水の汚染状態の値			排水の一日当たりの量 (m ³)											
				通常	最大	最小												
変更後	変更前	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	鉛油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	通常	最大	最小	通常	最大	最小	通常	最大	最小
七・八	七・八	七・八	七・八	八・一	五・八	二・五	三・五	四	一	六六五	六八〇	六八〇	六六五	六八〇	六八〇	六六五	六八〇	六六五
変更前	変更後	変更前	変更後	八・一	五・八	二・五	三・五	四	一	六六五	六八〇	六八〇	六六五	六八〇	六八〇	六六五	六八〇	六六五
七・八	七・八	七・八	七・八	八・一	五・八	二・五	三・五	四	一	六六五	六八〇	六八〇	六六五	六八〇	六八〇	六六五	六八〇	六六五
七・八	七・八	七・八	七・八	八・一	五・八	二・五	三・五	四	一	六六五	六八〇	六八〇	六六五	六八〇	六八〇	六六五	六八〇	六六五

山口県告示第八十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
医療法人社団陽光会光 光市島田二丁目二番一六号 令和七、三、三一
中央病院

山口県告示第九十号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示（昭和六十三年山口県告示第五百二十号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第九十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

下関市西部加入区

山口県告示第九十二号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定により、第二種漁港の指定の内容を次のとおり変更する。

別表第一の備考2(2)を削り、同備考2(1)を同備考2とする。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 漁港の名称
上関漁港
- 二 変更の内容

区域を次のとおりとする。

(一) 本港・福浦地区

1 水域

次のアの点からオの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域(島の区域を除く。)

2 陸域

次のエの点からツの点までを順次結んだ線、ツの点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域並びに水域から除かれた島の区域

- アの点 北緯三三度五〇分三六・一八二六秒東経一三二度〇六分〇七・五三三五
- イの点 北緯三三度五〇分四四・〇九七七秒東経一三二度〇六分一七・二三〇〇
- ウの点 北緯三三度五〇分一七・九二八二秒東経一三二度〇六分三五・一四四六
- エの点 北緯三三度四九分五二・一四二二秒東経一三二度〇六分五九・六七七二
- オの点 北緯三三度四九分五〇・九三二九秒東経一三二度〇六分五九・九九七五
- カの点 北緯三三度四九分四九・九〇一七秒東経一三二度〇六分四五・一八九九
- キの点 北緯三三度四九分五二・一二五五秒東経一三二度〇六分四〇・〇七三三
- クの点 北緯三三度五〇分〇三・〇九〇七秒東経一三二度〇六分三五・二九八七
- ケの点 北緯三三度五〇分〇七・五五五七秒東経一三二度〇六分三六・二四三二
- コの点 北緯三三度五〇分一三・七〇三六秒東経一三二度〇六分二九・三七五八
- サの点 北緯三三度五〇分一〇・五一六三秒東経一三二度〇六分二六・〇一八四

秒

シの点 北緯三三度五〇分〇七・一八八一秒東経一三二度〇六分二六・八九三二

秒

スの点 北緯三三度五〇分〇三・六五四三秒東経一三二度〇六分二四・一二〇二

秒

セの点 北緯三三度五〇分〇二・八七三九秒東経一三二度〇六分二二・〇七一〇

秒

ソの点 北緯三三度五〇分〇三・四八五一秒東経一三二度〇六分一七・四五九七

秒

タの点 北緯三三度五〇分〇九・六七七〇秒東経一三二度〇六分一二・三一五〇

秒

チの点 北緯三三度五〇分一八・二四八八秒東経一三二度〇六分一二・三八五五

秒

ツの点 北緯三三度五〇分二七・一五八五秒東経一三二度〇六分一三・〇三二五

秒

(二) 戸津・中ノ浦地区

1 水域

次のアの点からウの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域

2 陸域

次のイの点からニの点までを順次結んだ線、ニの点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域

- アの点 北緯三三度五一分〇三・一八五九秒東経一三二度〇四分三八・三二五〇
- イの点 北緯三三度五〇分五二・八二八五秒東経一三二度〇五分五二・八九五五
- ウの点 北緯三三度五〇分三五・五三七七秒東経一三二度〇五分五三・一〇三三
- エの点 北緯三三度五〇分三三・九七一三秒東経一三二度〇五分五一・四四六六
- オの点 北緯三三度五〇分三六・〇〇五八秒東経一三二度〇五分四二・九三二六
- カの点 北緯三三度五〇分三九・一八一一秒東経一三二度〇五分三六・六五七七
- キの点 北緯三三度五〇分四三・一六七五秒東経一三二度〇五分三二・一〇八三

- (三) 白井田地区
- 1 水域
- 次のアの点からエの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域
- クの点 北緯三三度五〇分四七・五七七四秒東経一三二度〇五分三三・六一一七秒
 - ケの点 北緯三三度五〇分五三・〇二七三秒東経一三二度〇五分三一・一六九八秒
 - コの点 北緯三三度五〇分五二・四〇九三秒東経一三二度〇五分二七・三四二三秒
 - サの点 北緯三三度五〇分四一・〇三五一秒東経一三二度〇五分一七・八三二五秒
 - シの点 北緯三三度五〇分四〇・〇八〇八秒東経一三二度〇五分一三・九五〇九秒
 - スの点 北緯三三度五〇分四一・〇八九一秒東経一三二度〇五分〇九・二五三五秒
 - セの点 北緯三三度五〇分三九・一一〇七秒東経一三二度〇五分〇四・一一六一秒
 - ソの点 北緯三三度五〇分三九・三〇九五秒東経一三二度〇五分〇二・四八五四秒
 - タの点 北緯三三度五〇分四〇・三五七六秒東経一三二度〇四分五八・九八七二秒
 - チの点 北緯三三度五〇分四一・四九一一秒東経一三二度〇四分五九・七四八五秒
 - ツの点 北緯三三度五〇分四四・一九四四秒東経一三二度〇四分五四・七七九八秒
 - テの点 北緯三三度五〇分五五・四一一五秒東経一三二度〇四分三九・八七三六秒
 - トの点 北緯三三度五〇分五四・七八五〇秒東経一三二度〇四分三八・五四三三秒
 - ナの点 北緯三三度五〇分五八・八三二九秒東経一三二度〇四分三五・三四四〇秒
 - ニの点 北緯三三度五一分〇二・一三三五秒東経一三二度〇四分三六・四二〇五秒

- (四) 四代地区
- 2 陸域
- 次のウの点からクの点までを順次結んだ線、クの点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域
- アの点 北緯三三度四九分二〇・二五九九秒東経一三二度〇四分〇三・六七九四秒
- イの点 北緯三三度四九分二四・五三一八秒東経一三二度〇四分〇二・〇五四五秒
- ウの点 北緯三三度四九分二七・八四二一秒東経一三二度〇四分一五・八一一八秒
- エの点 北緯三三度四九分一九・六九七六秒東経一三二度〇四分一九・一三五七秒
- オの点 北緯三三度四九分一五・五九四八秒東経一三二度〇四分一二・〇八九〇秒
- カの点 北緯三三度四九分一四・九七一三秒東経一三二度〇四分〇七・九六六八秒
- キの点 北緯三三度四九分一六・二五五九秒東経一三二度〇四分〇四・七四八三秒
- クの点 北緯三三度四九分一九・〇〇一八秒東経一三二度〇四分〇五・二七六三秒
- 1 水域
- 次のアの点からウの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域
- 2 陸域
- 次のイの点からキの点までを順次結んだ線、キの点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域
- アの点 北緯三三度四七分三九・〇四二七秒東経一三二度〇三分二一・二四七一秒
- イの点 北緯三三度四七分三九・五二五二秒東経一三二度〇三分二七・二一〇九秒
- ウの点 北緯三三度四七分二八・三九五〇秒東経一三二度〇三分二五・五八〇七秒
- エの点 北緯三三度四七分二八・九〇〇九秒東経一三二度〇三分二〇・二九五五秒
- オの点 北緯三三度四七分三二・一四四九秒東経一三二度〇三分一九・一七六九秒

(五)

1 水域

カの点 北緯三三度四七分三六・〇五七一秒東経一三二度〇三分一八・七六一八秒
 キの点 北緯三三度四七分三八・八四八四秒東経一三二度〇三分一九・六五三七秒

2 陸域

次のアの点からウの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域
 結んだ線並びに水際線により囲まれた区域

アの点 北緯三三度四八分五八・六四六九秒東経一三二度〇四分四九・〇七二八秒
 イの点 北緯三三度四八分四八・四四二七秒東経一三二度〇四分五〇・九五六三秒
 ウの点 北緯三三度四八分四一・一三一〇秒東経一三二度〇四分三二・一〇三三秒

エの点 北緯三三度四八分四三・八四六四秒東経一三二度〇四分二八・三七二四秒
 オの点 北緯三三度四八分四六・七〇九二秒東経一三二度〇四分二八・一五五七秒
 カの点 北緯三三度四八分四八・〇三二九秒東経一三二度〇四分二八・四二二九秒

キの点 北緯三三度四八分五〇・七八七二秒東経一三二度〇四分三〇・九三七七秒
 クの点 北緯三三度四八分五五・八七五二秒東経一三二度〇四分四〇・七九五四秒
 ケの点 北緯三三度四八分五七・四二七五秒東経一三二度〇四分四四・八八六五秒

(六) 沖ノ浜地区

1 水域

次のアの点からエの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域(島の区域を除く。)

2 陸域

(七)

1 室津(白浜・大津)地区

1 水域

次のアの点からエの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域
 結んだ線並びに水際線により囲まれた区域

アの点 北緯三三度五〇分三六・二九四八秒東経一三二度〇九分〇七・四六六六秒
 イの点 北緯三三度四九分四九・九八四一秒東経一三二度〇九分〇九・〇二一四秒
 ウの点 北緯三三度四九分三七・二三三九秒東経一三二度〇七分五八・七五六六秒
 エの点 北緯三三度四九分五五・〇一六八秒東経一三二度〇七分〇四・四二二九秒

オの点 北緯三三度四九分五七・九九五二秒東経一三二度〇七分〇九・二八〇〇秒
 カの点 北緯三三度五〇分〇〇・八八五三秒東経一三二度〇七分〇九・三三九五秒

2 陸域

次のウの点からキの点までを順次結んだ線、キの点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域

キの点 北緯三三度五〇分〇三・九三六七秒東経一三二度〇七分一五・三六三六秒

クの点 北緯三三度五〇分〇五・九七八九秒東経一三二度〇七分二一・九八五六秒

ケの点 北緯三三度五〇分〇七・〇七五三秒東経一三二度〇七分二八・二六八二秒

コノ点 北緯三三度五〇分〇四・八五四七秒東経一三二度〇七分三八・一九五四秒

サの点 北緯三三度五〇分〇四・四四四七秒東経一三二度〇七分四五・一四八四秒

シの点 北緯三三度五〇分〇〇・六五八九秒東経一三二度〇七分五〇・五七七六秒

スの点 北緯三三度四九分五九・五四八八秒東経一三二度〇八分〇三・五八二八秒

セの点 北緯三三度四九分五四・七九二二秒東経一三二度〇八分一九・九三三八秒

ソの点 北緯三三度四九分五八・四八一二秒東経一三二度〇八分二七・一一六〇秒

タの点 北緯三三度五〇分〇〇・六〇五〇秒東経一三二度〇八分三八・九七〇七秒

チの点 北緯三三度五〇分〇八・五一四五秒東経一三二度〇八分三九・二八〇七秒

ツの点 北緯三三度五〇分一四・二四九六秒東経一三二度〇八分四二・〇五三〇秒

テの点 北緯三三度五〇分一八・三七一〇秒東経一三二度〇八分四七・六七一〇秒

トの点 北緯三三度五〇分一九・六〇七〇秒東経一三二度〇八分五三・五五三九秒

(八) 室津(竹ノ浦・志田)地区

1 水域
次のアの点からエの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域

2 陸域
次のウの点からノの点までを順次結んだ線、ノの点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域

アの点 北緯三三度五〇分二二・三四五六秒東経一三二度〇七分〇〇・三五三六秒

イの点 北緯三三度五〇分二二・二七六一秒東経一三二度〇六分四八・七二五五秒

ウの点 北緯三三度五〇分三二・三二五九秒東経一三二度〇六分三八・六七四九秒

エの点 北緯三三度五〇分三二・五八三四秒東経一三二度〇六分五七・九九九三秒

オの点 北緯三三度五〇分三二・六〇二七秒東経一三二度〇六分五九・四九二六秒

カノ点 北緯三三度五〇分三一・三八四四秒東経一三二度〇七分〇二・〇二五七秒

キの点 北緯三三度五〇分二七・八三七七秒東経一三二度〇七分〇四・六六五一秒

クノ点 北緯三三度五〇分二五・三〇九八秒東経一三二度〇七分〇四・六四四三秒

ケノ点 北緯三三度五〇分一六・八七二八秒東経一三二度〇七分〇三・二七七三秒

コノ点 北緯三三度五〇分一四・六一九八秒東経一三二度〇七分〇一・六六二〇秒

サノ点 北緯三三度五〇分〇九・九五六八秒東経一三二度〇七分〇二・〇四四五秒

シノ点 北緯三三度五〇分〇六・六九八三秒東経一三二度〇七分〇〇・二五一三秒

スノ点 北緯三三度五〇分〇三・九五八六秒東経一三二度〇七分〇一・七七四三秒

セノ点 北緯三三度五〇分〇二・八三一四秒東経一三二度〇七分〇六・二七八八秒

ソノ点 北緯三三度五〇分五八・三〇九三秒東経一三二度〇七分〇六・八五四四秒

タノ点 北緯三三度五〇分五二・五九九六秒東経一三二度〇七分〇七・五〇一四秒

チノ点 北緯三三度五〇分五〇・四九五三秒東経一三二度〇七分〇七・二八六一秒

- (九) 祝島地区
- 1 水域
- 次のアの点からオの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域
- 2 陸域
- 次のエの点からクの点までを順次結んだ線、クの点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域
- アの点 北緯三三度四七分二一・九四七七秒東経一三二度五九分〇七・二四九四秒
- イの点 北緯三三度四七分二八・五一七六秒東経一三二度五九分一五・八四五三秒
- ウの点 北緯三三度四七分一二・九八四〇秒東経一三二度五九分四〇・〇二三九秒
- エの点 北緯三三度四六分五七・七二五五秒東経一三二度五九分三六・九二五六秒
- オの点 北緯三三度四六分五七・六八八四秒東経一三二度五九分二八・六七六〇秒
- カの点 北緯三三度四七分〇三・八五七〇秒東経一三二度五九分二五・八五六〇秒

- (十) 八島地区
- 1 水域
- 次のアの点からウの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域
- 2 陸域
- 次のイの点からケの点までを順次結んだ線、ケの点、アの点及びイの点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた区域
- アの点 北緯三三度四三分四五・七五〇九秒東経一三二度〇八分二八・一五二八秒
- イの点 北緯三三度四三分四六・三三九八秒東経一三二度〇八分二七・三八三八秒
- ウの点 北緯三三度四四分〇四・四九四二秒東経一三二度〇八分四五・六四七四秒
- エの点 北緯三三度四三分五七・二五八三秒東経一三二度〇八分四四・二九五二秒
- オの点 北緯三三度四三分五〇・九八六一秒東経一三二度〇八分四二・七〇一四秒
- カの点 北緯三三度四三分四八・〇九二四秒東経一三二度〇八分四〇・七六五八秒
- キの点 北緯三三度四三分四六・二九一一秒東経一三二度〇八分三八・五二七二秒
- クの点 北緯三三度四三分四四・五六六二秒東経一三二度〇八分三四・三四七八秒
- ケの点 北緯三三度四三分四五・六一四二秒東経一三二度〇八分二八・六五七一秒

山口県告示第九十三号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十三年山口県告示第百五十二号)の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

十八 山口県山口南沿岸室津漁港海岸室津地区海岸志田地先海岸に関する部分を次のように改める。

十八 (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸志田地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五の各点を順次結んだ線及び基点五、補助点五の一、四の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

基点

- 一 北緯三三度五一分三三秒東經一三二度〇六分五九秒の点
- 二 基点一から一三〇度三六分一六秒九一・二〇メートルの点
- 三 基点二から一五〇度四七分〇三秒一五一・三二メートルの点
- 四 基点三から二〇七度〇五分四〇秒一二〇・九七メートルの点
- 五 基点四から二三三度三二分四九秒八三・八六メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から二二四度〇二分一九秒六三・〇九メートルの点
- 二の一 基点二から一九一度三一分〇五秒六七・七五メートルの点
- 四の一 基点四から二九三度〇五分二二秒七四・三〇メートルの点
- 五の一 基点五から三〇〇度一六分五九秒五三・九〇メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

十八の二 山口県山口南沿岸室津漁港海岸室津地区海岸尾熊毛地先海岸に関する部分を次のように改める。

十八の二 (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸尾熊毛地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四の各点を順次結んだ線及び基点四、補助点四の一、三の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区

域
点の位置

基点

- 一 北緯三三度五一分〇五秒東經一三二度〇七分〇〇秒の点
- 二 基点一から一三六度一九分二七秒九〇・六二メートルの点
- 三 基点二から一四度一六分三三秒九一・四〇メートルの点
- 四 基点三から一六九度〇一分二五秒一一四・〇五メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から一九一度五七分五五秒九一・六三メートルの点
 - 三の一 基点三から二二二度一二分三六秒四八・四五メートルの点
 - 四の一 基点四から二五八度一六分二七秒六九・六〇メートルの点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。
- 2 方位は、真方位とする。

十八の三 山口県山口南沿岸室津漁港海岸室津地区海岸大川地先海岸に関する部分を次のように改める。

十八の三 (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸大川地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四の各点を順次結んだ線及び基点四、補助点四の一、三の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

基点

- 一 北緯三三度五〇分五四秒東經一三三度〇七分〇七秒の点
- 二 基点一から一八八度二三分一四秒一一〇・八七メートルの点
- 三 基点二から一九五度一〇分三三秒七九・八〇メートルの点
- 四 基点三から二〇七度〇四分〇五秒九七・〇四メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から二九四度〇三分〇七秒六二・二〇メートルの点
- 三の一 基点三から三一〇度〇九分二五秒六二・四三メートルの点
- 四の一 基点四から二八五度〇三分一八秒五五・一二メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

十八の四 山口県山口南沿岸室津漁港海岸室津地区海岸白浦地先海岸に関する部分を次のように改める。

十八の四 (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸白浜地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六の各点を順次結んだ線及び基点六、補助点六の二、六の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 北緯三三度五〇分〇三秒東経一三二度〇七分一五秒の点
- 二 基点一から六七度四四分一五秒一二九・一四メートルの点
- 三 基点二から七二度一六分二三秒一〇二・〇八メートルの点
- 四 基点三から七五度三〇分四〇秒三三・九二メートルの点
- 五 基点四から七八度〇九分〇二秒六三・五七メートルの点
- 六 基点五から九二度二分四二秒四四・七九メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から一六〇度二九分五三秒二一三・四五メートルの点
- 六の一 基点六から一六九度二三分〇三秒一七五・〇四メートルの点
- 六の二 基点六から一三五度四四分三六秒一三六・七八メートルの点

注

1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

十八の五 山口県山口南沿岸室津漁港海岸室津地区海岸西大津地先海岸に関する部分

を次のように改める。

十八の五 (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸西大津地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三の各点を順次結んだ線及び基点三、補助点三の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 北緯三三度五〇分〇四秒東経一三二度〇八分四〇秒の点
- 二 基点一から三五八度〇二分三八秒一四六・四二メートルの点
- 三 基点二から二三度一分〇四秒一四六・一七メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から一〇八度二分四三秒五一・三二メートルの点
 - 二の一 基点二から一〇六度五〇分四七秒五八・六九メートルの点
 - 三の一 基点三から一一八度〇五分三七秒五二・八二メートルの点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。
- 2 方位は、真方位とする。

十八の六 山口県山口南沿岸室津漁港海岸室津地区海岸東大津地先海岸に関する部分を次のように改める。

(一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸東大津地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三の各点を順次結んだ線及び基点三、補助点三の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 北緯三三度五〇分一六秒東経一三二度〇八分四四秒の点
- 二 基点一から五七度二二分二八秒一四〇・三五メートルの点
- 三 基点二から七六度三〇分一六秒五六・九九メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から一六〇度一四分二九秒五八・八八メートルの点

十九 山口県山口南沿岸上関漁港海岸上関地区海岸に関する部分を次のように改める。

十九 海岸の名称

(一) 山口県山口南沿岸上関漁港海岸本港・福浦地区海岸

2 方位は、真方位とする。

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四の各点を順次結んだ線及び基点一四、補助点一四の一、一一の一、八の一、七の一、六の一、五の一、四の一、三の一、二の一、一の一、一の一、

基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 北緯三三度四九分五二秒東經一三二度〇六分五九秒の点
 - 二 基点一から二七〇度一九分四四秒三六六・三六メートルの点
 - 三 基点二から二九一度四分二六秒一三一・四九メートルの点
 - 四 基点三から三四五度四分五四秒四七一・七九メートルの点
 - 五 基点四から三三三度〇八分四一秒二一八・一〇メートルの点
 - 六 基点五から二七三度二六分四四秒七六・五一メートルの点
 - 七 基点六から二二四度三六分〇八秒一〇八・二二メートルの点
 - 八 基点七から一七三度二八分五四秒一二六・〇四メートルの点
 - 九 基点八から二一五度五九分〇二秒八五・八七メートルの点
 - 一〇 基点九から二五七度三九分二六秒一六一・三三メートルの点
 - 一一 基点一〇から三三三度五七分一三秒一一七・八五メートルの点
 - 一二 基点一一から三二四度一九分二七秒一一五・七四メートルの点
 - 一三 基点一二から二〇度五四分〇〇秒八六・九四メートルの点
 - 一四 基点一三から三五五度三二分〇五秒五八七・三一メートルの点
- 補助点
- 一の一 基点一から三二度三六分四三秒三六・九一メートルの点

二の一 基点二から一七五度四七分一六秒七一・四二メートルの点
三の一 基点三から一五九度四一分〇一秒六二・七〇メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

十九の二 山口県山口南沿岸上関漁港海岸蒲井地区海岸に関する部分を次のように改める。

十九の二 海岸の名称

(一) 山口県山口南沿岸上関漁港海岸蒲井地区海岸

2 方位は、真方位とする。

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇の各点を順次結んだ線及び基点一〇、補助点一〇の一、九の一、八の一、七の一、五の一、四の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 北緯三三度四八分四三秒東經一三二度〇四分三〇秒の点
- 二 基点一から三〇〇度二六分二八秒二一・三七メートルの点
- 三 基点二から三二二度五三分二一秒四八・五九メートルの点
- 四 基点三から三五七度一七分四五秒三五・一七メートルの点
- 五 基点四から一三度三六分〇一秒四八・八八メートルの点
- 六 基点五から二四度二〇分一二秒一〇・四二メートルの点
- 七 基点六から三九度四六分五六秒一〇八・七五メートルの点
- 八 基点七から六一度一〇分五三秒二九七・〇〇メートルの点
- 九 基点八から七〇度一六分四四秒一一七・五七メートルの点

一の一 基点一から三〇六度三一分五六秒一六三・〇九メートルの点
二の一 基点二から三七度三五分三四秒七九・五八メートルの点
三の一 基点三から四二度二〇分五八秒七二・三四メートルの点
四の一 基点四から六四度三九分五五秒五四・五四メートルの点
五の一 基点五から二〇度二八分五四秒六三・九二メートルの点
六の一 基点六から四度四一分〇三秒八三・九六メートルの点
七の一 基点七から二九三度一九分四〇秒六四・三五メートルの点
八の一 基点八から二七五度五九分四〇秒八四・二四メートルの点
九の一 基点九から六三度二分四三秒六五・九八メートルの点
一〇の一 基点一〇から八六度二七分五七秒八九・九〇メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

一〇 基点九から七七度四六分一三秒八七・七七メートルの点
補助点

- 一の一 基点一から三四度〇五分〇四秒四八・一一メートルの点
- 四の一 基点四から一〇五度五二分二秒五一・八四メートルの点
- 五の一 基点五から一二六度二分一秒五三・〇〇メートルの点
- 七の一 基点七から一二九度〇五分三九秒六〇・〇〇メートルの点
- 八の一 基点八から一五三度二分五四秒五二・二二メートルの点
- 九の一 基点九から一六七度五〇分〇六秒五二・〇七メートルの点
- 一〇の一 基点一〇から一六八度三六分五三秒五三・三六メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

十九の三 山口県山口南沿岸上関漁港海岸四代地区海岸に関する部分を次のように改める。

十九の三 海岸の名称

(一) 山口県山口南沿岸上関漁港海岸四代地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七の各点を順次結んだ線及び基点七、補助点七の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 北緯三三度四七分二九秒東経一三二度〇三分二一秒の点
- 二 基点一から三二九度一四分二九秒五八・七六メートルの点
- 三 基点二から三五三度〇七分三六秒二二〇・〇三メートルの点
- 四 基点三から一度二〇分一二秒六四・九一メートルの点
- 五 基点四から九度〇六分二五秒三七・六五メートルの点
- 六 基点五から二八度一八分五四秒二一・三五メートルの点
- 七 基点六から五七度二四分一五秒四二・三三メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から六〇度〇一分一三秒七九・七五メートルの点

二の一 基点二から六四度〇九分五六秒六七・二〇メートルの点
七の一 基点七から一六九度二五分五七秒四五・四七メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

十九の四 山口県山口南沿岸上関漁港海岸白井田地区海岸に関する部分を次のように改める。

十九の四 海岸の名称

(一) 山口県山口南沿岸上関漁港海岸白井田地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六の各点を順次結んだ線及び基点六、補助点六の一、四の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 北緯三三度四九分一九秒東経一三二度〇四分一三秒の点
- 二 基点一から一四八度二七分五四秒二三・六一メートルの点
- 三 基点二から三二一度四一分一秒一五七・〇五メートルの点
- 四 基点三から二八五度〇一分三九秒三三・五四メートルの点
- 五 基点四から二九二度三分一四秒七三・二七メートルの点
- 六 基点五から二度五六分二七秒五五・三七メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から三〇一度二七分二六秒三五・九三メートルの点
 - 四の一 基点四から一五度五六分二七秒五五・八〇メートルの点
 - 六の一 基点六から九〇度四三分四八秒四四・四四メートルの点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。
- 2 方位は、真方位とする。

十九の五 山口県山口南沿岸上関漁港海岸中の浦地区海岸に関する部分を次のように改める。

十九の五 (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸中ノ浦地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇の各点を順次結んだ線及び基点一〇、補助点一〇の一、八の二、八の一、七の一、六の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

基点

- 一 北緯三三度五〇分四二秒東経一三二度〇五分一八秒の点
- 二 基点一から二一七度二七分三九秒五五・八五メートルの点
- 三 基点二から二四六度一五分二五秒三四・五六メートルの点
- 四 基点三から二六四度二〇分三二秒六四・〇二メートルの点
- 五 基点四から二七〇度二六分二二秒二七九・〇六メートルの点
- 六 基点五から二八五度四一分四八秒四四・五三メートルの点
- 七 基点六から三〇三度一四一分四秒一八八・九〇メートルの点
- 八 基点七から三一一度四一分三七秒五一三・八九メートルの点
- 九 基点八から二三三度二七分一八秒三八・二一メートルの点
- 一〇 基点九から三二七度五八分一七秒一四七・九四メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から三三二度二六分三六秒六六・七一メートルの点
- 二の一 基点二から三二二度一二分二六秒五五・六六メートルの点
- 六の一 基点六から三三度五一分一五秒五五・〇四メートルの点
- 七の一 基点七から三六度四八分二一秒五三・五〇メートルの点
- 八の一 基点八から三五七度〇〇分〇五秒七三・六一メートルの点
- 八の二 基点八から三四二度一三分四九秒六四・三九メートルの点
- 一〇の一 基点一〇から五五度一七一分一九秒五五・八八メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

十九の六 山口県山口南沿岸上関漁港海岸戸津地区海岸に関する部分を次のように改める。

十九の六 (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸戸津地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七の各点を順次結んだ線及び基点七、補助点四の一、三の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

基点

- 一 北緯三三度五〇分三五秒東経一三二度〇五分五三秒の点
- 二 基点一から二六八度〇九分一三秒九六・七一メートルの点
- 三 基点二から二八〇度一七三分三九秒六四・九八メートルの点
- 四 基点三から二九八度一七分〇一秒二三四・六四メートルの点
- 五 基点四から三〇四度二〇分四四秒一六九・七九メートルの点
- 六 基点五から三二六度三八分四〇秒二七・七四メートルの点
- 七 基点六から五度三三分三〇秒五三・三四メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から三五九度二六分二一秒四二・五九メートルの点
- 三の一 基点三から二七度一九分四九秒四七・七五メートルの点
- 四の一 基点四から五度一二分二七秒五四・六三メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

二十 山口県山口南沿岸八島漁港海岸に関する部分を次のように改める。

(一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸八島地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八の各点を順次結んだ線及び基点八、補助点八の一、六の一、五の一、四の一、三の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

基点

- 一 北緯三三度四四分〇四秒東経一三二度〇八分四五秒の点
- 二 基点一から一八八度一五分四三秒二二〇・八七メートルの点

- 三 基点二から一九二度〇五分〇五秒二〇四・六一メートルの点
- 四 基点三から二〇八度三三分二〇秒八四・八二メートルの点
- 五 基点四から二二四度五四分五三秒九二・八三メートルの点
- 六 基点五から二四八度五五分三四秒一〇九・四〇メートルの点
- 七 基点六から二七〇度〇八分〇六秒九〇・八六メートルの点
- 八 基点七から二八五度〇四分一一秒七九・五七メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から二七三度三五分〇一秒七〇・三二メートルの点
- 二の一 基点二から二七四度〇三分一四秒五九・五三メートルの点
- 三の一 基点三から二九三度三八分二一秒五六・四一メートルの点
- 四の一 基点四から三一六度五七分四八秒五五・五七メートルの点
- 五の一 基点五から三三〇度一二分五一秒五五・七四メートルの点
- 六の一 基点六から三度二二分一九秒五八・〇六メートルの点
- 八の一 基点八から一九度一九分〇二秒七一・三九メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

二十一 山口県山口南沿岸祝島漁港海岸に関する部分を次のように改める。

二十一 海岸の名称

(一) 山口県山口南沿岸上関漁港海岸祝島地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八の各点を順次結んだ線及び基点八、補助点八の一、七の一、五の一、四の一、三の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 北緯三三度四六分五七秒東経一三一度五九分二八秒の点
- 二 基点一から三三七度二五分三四秒一八〇・六三メートルの点
- 三 基点二から二度一分二五秒二八八・七八メートルの点
- 四 基点三から三一二度〇四分四八秒四九・二六メートルの点
- 五 基点四から二七八度〇九分三九秒二一〇・七七メートルの点
- 六 基点五から二九八度〇二分〇〇秒六〇・四五メートルの点

- 七 基点六から三〇八度〇一分〇九秒一二三・二九メートルの点
- 八 基点七から三二二度三九分一九秒一五八・〇九メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から八九度四五分一五秒九〇・八〇メートルの点
- 二の二 基点二から七二度五七分一四秒九二・〇六メートルの点
- 三の二 基点三から一一六度三〇分〇二秒一一五・六八メートルの点
- 四の二 基点四から三三度三二分二一秒七五・五一メートルの点
- 五の二 基点五から一八度四〇分五九秒五八・〇八メートルの点
- 七の二 基点七から五六度〇四分三八秒六一・三七メートルの点
- 八の二 基点八から四九度二〇分二五秒六四・九八メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。



(四〇) 県営奈古地区農地中間管理機構関連農地整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営奈古地区農地中間管理機構関連農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第七項により準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営奈古地区農地中間管理機構関連農地整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年三月三十日から同年四月十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四一) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量(国土広域情報修正)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(四二) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省九州地方整備局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和三年六月五日から令和四年二月十八日まで

(四三) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社東京建築検査機構 東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号 福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号	東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号 広島市中区銀山町三番一号 福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五号

三 変更年月日

令和四年四月一日



金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金属くず類回収業に関する条例施行規則(昭和三十二年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記第九号様式の表「2.0センチメートル」を「2.4センチメートル」及び「2.5セ

「3.0センチメートル」を「3.0センチメートル」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項宇部船木線に関する部分中「同市西宇部南三丁目一三四七の三」を「山陽小野田市新有帆町八四八の六」に改め、同項小野田美東線に関する部分中

「宇部市大字船木字野田四五一の二地先から同市大字小野字二ノ沖五七三一の一地先まで

を

「山陽小野田市日の出一丁目一七八二の二〇地先から同市新有帆町八一二の一地先まで

に改め、同表五の項参宮通り線に関する部分の次に次のように加える。

宇部市大字船木字野田四五一の二地先から同市大字小野字二ノ沖五七三一の一地先まで

宇部駅小野田線	宇部市厚南北四丁目二〇四八の一地先から同市大字際波字浴ヶ迫七四三の二地先まで
高嶺中山線	宇部市大字川上字上白石一〇三一の一地先から同市大字中山字南ヶ迫九〇の一地先まで

別表十一の項を十二の項とし、十の項の次に次のように加える。

一十道	山陽小野田市	上木屋梅の木線	山陽小野田市大字東高泊字二ノ横道二二六八の二地先から同市大字有帆字二山田一〇六四七の九地先まで
		日の出町船越線	山陽小野田市日の出一丁目一七八二の二〇地先から同市日の出二丁目一六九六の二地先まで

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第八号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日

山口県公安委員会

表山口県岩国警察署の部河山警察官駐在所の項名称の欄中「河山警察官駐在所」を「美川警察官駐在所」に改め、同項所管区の欄中「美川町小川」の下に「美川町南桑、美川町根笠」を加え、同部南桑警察官駐在所の項を削り、同表山口県柳井警察署の部新庄警察官連絡所の項を削り、同表山口県周南警察署の部長穂警察官駐在所の項を削り、同部須々万警察官駐在所の項所管区の欄中「のうち」の下に「大字大道理、大字蒔地、大字長穂、」を加え、同表山口県山陽小野田警察署の部梶警察官連絡所の項を削り、同表山口県山陽小野田警察署の部梶警察官連絡所及び津布田警察官連絡所の項を削り、同表山口県萩警察署の部萩駅前警察官連絡所の項を削る。

山口県公安委員会告示第九号

探偵業の業務の適正化に関する法律第十三条第二項の身分を示す証明書の様式（平成十九年山口県公安委員会告示第三十四号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日

山口県公安委員会

様式の表中「2.5センチメートル」を「2.4センチメートル」に改める。

山口県公安委員会告示第十号

火薬類取締法第四十三条第四項の身分を示す証票の様式（平成十五年山口県公安委員会告示第三十一号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日

山口県公安委員会

様式の表中「2.5センチメートル」を「2.4センチメートル」に改める。

山口県公安委員会告示第十一号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二十一条第三項の身分を示す証票の様式（平成十四年山口県公安委員会告示第二十一号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日

山口県公安委員会

様式の表中「2.5センチメートル」を「2.4センチメートル」に改める。



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和四年三月二十九日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 酒井治己

一 指示の内容

- コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい（まごい及びにしきごいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。
- 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
- 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面
- 佐波川水系に係る河川（佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

- 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面
- 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
- 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
- 樫野川水系に係る河川（一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
- 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
- 厚東川水系に係る河川（厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
- 壇具川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
- 粟野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
- 掛淵川水系に係る河川（畑ダム堰堤から上流の区間、狩音ダム堰堤から上流の区間、有宗ダム堰堤から上流の区間、大坊ダム堰堤から上流の区間及び阿惣ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
- 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

二 指示の有効期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第二十三条の規定により、令和二年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡嗣政

- 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況
- 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。
- 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

開示の請求又は申出の件数	処 理				状 況	
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他	
8,317 (18)	6,037 (0)	1,767 (13)	20 (5)	100 (0)	393 (0)	

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
 (2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況			
		開 示	部分開示	非開示	未処理
総務部	317 (2)	46	247 (2)	1	0
総合企画部	711	675	32	0	0
産業戦略部	0	0	0	0	0
環境生活部	282	182	59	0	3
健康福祉部	312 (12)	181	88 (8)	11 (4)	0
商工労働部	32	19	8	1	0
観光スポーツ文化部	8	2	3	0	0
農林水産部	1,244	1,113	37	3	1
土木建築部	4,277	3,341	844	1	50
会計管理局	78	44	29	0	0
計	7,261 (14)	5,663	1,347 (10)	17 (4)	54
議 会	67	52	8	0	0
教育委員会	124	65	53	1	1
選挙管理委員会	214	38	115	0	0
人事委員会	5	0	2	0	0
監査委員会	3	2	1	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0
警察本部長	488 (3)	107	200 (3)	1	45
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
公営企業管理者	152	109	41	0	0
その他					23

地方独立行政法人	3 (1)	1	0	1 (1)	0
合 計	8,317 (18)	6,037	1,767 (13)	20 (5)	100
					393

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
 (3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘密情報 (第1号)	0 (3)	0 (4)	0 (7)
個人情報 (第2号)	614 (8)	12 (5)	626 (13)
法人等情報 (第3号)	1,459 (6)	4	1,463 (6)
犯罪捜査等情報 (第4号)	31 (1)	1	32 (1)
意思形成過程情報 (第5号)	11	2	13
行政運営情報 (第6号)	82	5	87
協力・信頼関係情報 (第7号)	25	4	29
合議制機関等情報 (第8号)	0	0	0
合 計	2,222 (18)	28 (9)	2,250 (27)

備考

- 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。
 - 「部分開示」欄、「非開示」欄及び「合計」欄の () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
 - 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。
- 2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況
 2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答		取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	
7 (18)	0 (0)	0 (6)	0 (0)
			0 (0)
			0 (0)
			7 (12)

備考 () 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

令和四年三月二十九日印刷
令和四年三月二十九日発行

発行人所

山口県知事